

2023年 8 月

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

「グローバル高配当株式ファンド（毎月分配型）」＜愛称：軍配＞
約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定する「グローバル高配当株式ファンド（毎月分配型）」（以下、当ファンドとい
います。）につきまして、純資産の増加と受益者利益の向上を図る方策として、新NISA制度にお
ける成長投資枠の登録要件に適合させるため、毎月分配（年12回）から隔月分配（年6回）への移行
に伴う約款変更などを2023年11月22日付で行なう予定です。

（約款変更の内容およびスケジュールの詳細は、次頁以降をご高覧下さい。）

弊社では、このたびの約款変更について、2007年9月30日の改正前の投資信託及び投資法人に関す
る法律第30条およびその関係法令にて規定される「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断
し、同法の規定に基づいて、異議申立手続きを実施いたします。

このたびの信託約款の変更にご同意いただける場合は、特別なお手続きは必要ございません。

信託約款の変更にご同意いただけない場合には、信託約款の変更に対する異議申立を行なうことが
できます。（詳細につきましては3頁目をご参照下さい。）

私ども日興アセットマネジメントは、これからも、お客様からお預かりした資産の運用成果の実現
を第一義としてまいる所存でございます。引き続きご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

当約款変更に関してご不明な点がございましたら、以下の日興アセットマネジメント「お問合せ
窓口」までお願いいたします。

フリーダイヤル：0120-25-1404

〈営業時間：午前9時～午後5時／土、日、祝・休日は除きます。〉

（注）上記フリーダイヤルは日興アセットマネジメントのお問合せ窓口になります。お客様の取引
状況については同フリーダイヤルではご回答できません。お客様の取引残高については「グ
ローバル高配当株式ファンド（毎月分配型）」をご購入された販売会社にお問い合わせ下さ
いますようお願い申し上げます。

◆約款変更（予定）の内容および理由

- 弊社では、以下の約款変更を予定しており、受益者の皆様のご意向を伺うべく、異議申立手続きを実施いたします。

当ファンドについては、現状、収益分配の頻度が毎月分配（年12回）となっておりますが、2024年1月以降の新NISA制度における成長投資枠の登録要件において、法令上は収益分配の頻度が1ヵ月以下の期間ごととされていない（収益分配の頻度が年12回より少ない）ことが求められています。

こうした状況を受けて、弊社では、当ファンドの純資産を増加させることが今後の効率的な運用のために必要であり、それが固定費のコスト率低下という形で受益者の利益に資するとの考えから、その方策として当ファンドを新NISA制度における成長投資枠の登録要件に適合させるため、以下の通り、2023年11月22日付で信託約款の変更を行なう予定です。

A. 収益分配の頻度と決算日の変更（異議申立の対象となる重大な約款変更）

収益分配の頻度を「毎月分配（年12回）」から「隔月分配（年6回）」へ変更するとともに、決算日を「毎月21日（休業日の場合は翌営業日）」から「毎年1、3、5、7、9、11月の各21日（休業日の場合は翌営業日）」に変更する予定です。

変更前	毎月分配（原則、毎月21日）
変更後	隔月分配（原則、毎年1、3、5、7、9、11月の各21日）

※約款変更を行なうこととなる場合、変更後の初回決算日は2024年1月22日（月）となります。

※運用報告書の作成基準月は、毎年5月、11月で変更ございません。

B. ファンド名称の変更など（非重大な約款変更）

変更前	グローバル高配当株式ファンド（毎月分配型）
変更後	グローバル高配当株式ファンド（奇数月分配型）

※上記Aの約款変更を行なうこととなる場合には、ファンド名称変更のほか、デリバティブ取引および外国為替予約取引の利用について、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限る旨を規定いたします。

◎留意事項

- 収益分配の頻度が「毎月分配（年12回）」から「隔月分配（年6回）」に変更となるため、分配金を毎月受け取ることはできなくなります。ただし、分配金は当ファンドの信託財産から支払われるもので、収益分配を行なうと純資産と基準価額はその分配金相当額下がるため、分配金を受け取れなくても経済的な価値において毀損しているわけではございません。
- 当ファンドの「運用の基本方針」に変更はなく、また当ファンドの信託報酬にも変更はございません。
- 上記Aの約款変更を行なう場合、今後の決算（イメージ）は以下の通りとなります。

2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月	2024年1月
決算	決算	決算	決算	—	決算
2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月
—	決算	—	決算	—	決算

※毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。

◆約款変更に係る異議申立の手続きについて

「グローバル高配当株式ファンド（毎月分配型）」
約款変更（予定）のお知らせをお読み下さい。

約款変更にご同意される方は

約款変更にご同意されない方は

特段のお手続きはございません。

恐れ入りますが、本書面をお読みいただき
ました上、お手続きの手配をお願いいたし
ます。

※ご同意いただけないお客様が保有する2023年8月24日現在の受益権口数が、
2023年8月24日現在における受益権総口数の過半数となった場合には、約款変
更は行なわれません。

【異議申立の根拠】

- 当ファンドの約款変更にあたり、2007年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条とその関係法令に基づいて、お客様は異議申立を行なうことができます。

【対象ファンド】

- グローバル高配当株式ファンド（毎月分配型）

【異議申立の方法】

- このたびの約款変更にご異議のあるお客様は、2023年8月24日から2023年10月10日までの間に、下記の必要記載事項をご記入の上、封書にて弊社までご郵送下さい。なお、異議申立書の受付は2023年10月10日弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承下さい。

<必要記載事項>

- ①発信日（日付）：お客様が投函される日付をご記入下さい。
- ②お名前・お電話番号・ご住所：「グローバル高配当株式ファンド（毎月分配型）」を保有されている販売会社にお届けいただいているものをご記入下さい。
- ③ご購入の販売会社・部支店名・口座番号：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、販売会社名・部支店名・口座番号をご記入下さい。
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ④ファンドの名称：「グローバル高配当株式ファンド（毎月分配型）」とご記入下さい。
- ⑤保有口数：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、2023年8月24日現在で保有されている受益権口数をご記入下さい。
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ⑥ご異議を申し立てる旨の文言
：一例として、「上記ファンドの約款変更にご異議を申し立てます。」などの主旨の記載をお願いいたします。

<異議申立書の送付先>

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー
日興アセットマネジメント株式会社 異議申立受付窓口

- 異議申立をされたお客様に対しては、異議申立書面の郵送にかかる郵便代金相当額として、84円分の切手をお返しいたします。当局への届出日である2023年10月19日を目途に、弊社から直接、対象のお客様宛に発送いたします。

【異議申立の判定】

- このたびの約款変更について、期間中（2023年8月24日から2023年10月10日まで）にご異議を申し出られた受益者が保有する2023年8月24日現在の受益権口数の合計が、2023年8月24日現在における受益権総口数の2分の1を超えないときは、2023年10月19日に信託約款変更の届出を行ない、2023年11月22日付で、当ファンドにかかる約款変更を実施いたします。

【買取請求】

（2007年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条の2に基づく買取請求）

- 約款変更を行なうこととなる場合、ご異議を申し出られた受益者は、自己の保有する受益権についてファンドの信託財産をもって買取することを、2023年10月20日から2023年11月8日までの間に、弊社所定の手続きに基づいてファンドの受託会社（みずほ信託銀行株式会社）に対し請求することができます。（約款変更を実施することとなる場合の買取請求手続きについては、ご異議を申し出られた受益者の皆様に対して、あらためてご案内させていただきます。）
- なお、ご異議を申し出られた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。また、異議申立の期間中および買取請求の期間中においても、信託約款の規定に従って一部解約を請求することができます。

【買取価額】

- 買取価額は、この約款変更が行なわれない場合に受益権（ファンド）が有すべき公正な価額（受託会社でお客様からの買取請求に必要な書類を受理した日の翌営業日の基準価額）とします。
- なお、一部解約時と同様に、この買取によって生じた差益は譲渡所得とみなされ、原則としてお客様ご自身で確定申告を行なっていただくことになります。
- 買取請求による換金の場合、受託会社からお客様の銀行口座への送金に係る手数料および買取計算書の郵送費用をお客様にご負担いただきます。

【個人情報の取扱について】

- ご異議の申出によって弊社が取得したお客様に関する情報は、異議申立、買取請求の手続きを行なうために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
- お客様に関する情報は、漏洩・滅失・毀損の防止、その他個人データの保護のために適切に管理されます。
- ご異議を申し出られたお客様に関しましては、お客様の情報を販売会社および受託会社と弊社との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。なお、司法機関または行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合は、お客様に関する情報をお客様の同意なく当該機関に開示することがございます。
- お客様が弊社に提出された個人情報の照会および修正等をご希望される場合には、1頁目に記載の弊社お問合せ窓口までご連絡下さい。
- ご異議を申し出られたお客様が受託会社に対して買取請求を行なう場合、当該お客様は受託会社に個人番号に関する確認書類を提出する必要がありますので、予めご了承下さい。なお、個人番号に関する情報は、受託会社から販売会社および弊社に共有されることはございません。

【ご注意点】

- 異議申立書につきましては、3頁目に記載の<必要記載事項>の記載漏れがないようお願いいたします。弊社から販売会社へ記載内容の確認を行ないますので、部支店名や口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へご登録されているものと異なる場合等には、異議申立の意思表示が無効となる場合があります。

以上